	（略）	（略）
	第三十二条の十	令第三十六条の二第三号
	（略）	（略）
	第三十二条の十一　各号列記以外の部分	令第三十六条の四第二項
	第三十二条の十二第二号	令第三十六条の二第二号
	第三十二条の十四第二号	令第三十六条の二第二号
	（略）	（略）
基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。 4　平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。	（略）	（略）
	第三十二条の十	令第三十六条の三第三号
	（略）	（略）
	第三十二条の十一　各号列記以外の部分	令第三十六条の五第二項
	第三十二条の十二第二号	令第三十六条の三第二号
	第三十二条の十四第二号	令第三十六条の三第二号
	（略）	（略）

	（略）	（略）
	第三十二条の十第二項第二号	（新設）
	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	第四十九条の三第一項	甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出
	（略）	（略）
第四十九条の三第一項	甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出	乙基金に対し、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に
（略）	（略）	（略）

	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（略）	（略）
第四十九条の三第一項	甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出	乙基金に対し、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に
（略）	（略）	（略）